

データ資料15 府環境を守り育てる条例に基づく悪臭の特定施設の届出状況（17年3月末現在）

		京都市	舞鶴市	亀岡市	城陽市	長岡京市	南山城村	合 計
飼料、肥料又はにかわの製造の用に供する施設	原料置場	11		4				15
		5		4				9
	蒸解施設	7						7
		2						2
	乾燥施設	7	1	1		1	1	11
	1	1	1		1	1	5	
	小 計	25	1	5		1	1	33
		8	1	5		1	1	16
豚200頭以上又は鶏10,000羽以上の飼養の用に供する飼料調理施設		10						10
		8						8
鶏10,000羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設			1	3	2			6
			1	3	1			5
合 計		35	2	8	2	1	1	49
		16	2	8	1	1	1	29

（注）上段：特定施設数 下段：特定工場等数